

## 産業廃棄物処理委託基本契約書

[処分用]

排出事業者 株式会社イワナコーポレーション (以下「甲」といいます。)と  
処分業者 木村建材工業株式会社 (以下「丙」といいます。)は、甲より排出される産業廃棄物(以下「廃棄物」といいます。)の処理委託基本契約(以下「本契約」という。)を結び、廃棄物処理法及び関係法令、行政指導を遵守し、互いに協力して信義を守り、廃棄物を適正に処理することを約する。

### 第1条(総則)

甲は、次条に定める廃棄物の処理に関し、本契約書第15条で定める甲の事業場から排出される廃棄物の処分若しくは再生を丙に委託し、丙はこれを受託します。

### 第2条(廃棄物の種類、処分施設及び処分方法等)

甲が丙に委託する廃棄物の種類、量、及び第1条に係る施設の名称、所在地及び処分若しくは再生方法等は別表-1に掲げる通りとします。

また、丙の処分が中間処理の場合には、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程において、産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。)の最終処分先(再生を含む)は、原則として、丙が作成し甲に提示する「最終処分(再生含む)処分先一覧表」(以下「一覧表」といいます。)に掲げるとおりにする。

### 第3条(許可の確認と処理能力、丙の事業範囲)

丙の事業範囲は、丙が取得し、甲に提示し本契約書に添付する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下関係法令を含め「廃棄物処理法」といいます。)に基づく許可証等(以下「許可証等」といいます。)記載の通りとします。

②前項により添付された許可証等及び前条の「一覧表」を本契約書に添付することにより、甲は丙が前条に定める廃棄物の適格な処理業者であることを確認し、丙は前条の処理が許可の範囲内であり、適正な処理が可能であることを証することとします。

### 第4条(処理委託方法)

甲の事業場から発生する個々の廃棄物の委託処理は、原則として甲が発行する指示書若しくは注文書等を丙に交付し及び産業廃棄物管理票等(紙マニフェスト及び電子マニフェスト)(以下「マニフェスト」といいます。)をその都度甲の指定する収集運搬業者に回付し、丙に交付することにより開始するものとします。

甲が指定する収集運搬業者名 [ ]  
(以下「乙」といいます。)

②甲は、丙に対し、廃棄物データシート(WDS)を本契約書に添付することにより、廃棄物の種類、荷姿、性状(形状、有害物の有無)等、丙の廃棄物処理に係る必要な情報を、予め通知するものとします。

③前項に係る廃棄物の形状・荷姿・取扱い等に変更があった場合、甲は、当該廃棄物の処理に先立ち、丙に対し、改めて変更後の廃棄物データシートを交付して変更内容を通知するとともに、その写しを本契約書に追録するものとします。

④第一項に係る個々の委託処理に際し、甲は丙に対し、予め指示書または注文書等を交付し、排出場所、委託を行う廃棄物の種類、予想排出量及び期間等を通知するものとします。

⑤甲は、丙に対し、廃棄物の適正な処理のために特に必要と判断した場合、「マニフェスト」の備考欄に「取扱上の注意事項」を、その旨注記し、交付することとします。

- ⑥丙は、受託した業務と「マニフェスト」の運用を廃棄物処理法の定めに従い行うものとし、甲丙相互協力し、マニフェスト・システムの円滑運用を図ることとします。
- ⑦その他は、法令の定めと、処理地区を管轄する行政の指導による処理委託方法によることとします。

#### 第5条（処理の報告と確認）

丙は、甲から交付された「マニフェスト」に、廃棄物を受領した日付並びに処分を完了した日付、処分者の記名等、処分の完了を証する押印をし、前条第5項に従い、かつ10日以内に遅滞なく甲及び前条に係る収集運搬業者に報告、回付するものとします。丙が処分を完了した中間処理産業廃棄物の最終処分確認を要する場合、丙は前条第5項に基づき「マニフェスト」に最終処分確認日及び確認者の記名または押印をし、甲に報告するものとします。

#### 第6条（処理委託費用）

前2条の丙の処分若しくは再生に係る個々の処理業務の代金、支払方法等について別表-1の定めのほか、甲丙間で別途協議の上これを定めるものとします。

#### 第7条（再委託の禁止）

丙は、甲から委託された廃棄物の収集・運搬業務を第三者に再委託してはならないものとします。但し、第三者に委託せざるを得ないやむを得ない事由が生じた場合においては、甲の書面による承諾を得て、法令等の定める基準に従いこれを再委託することができる。

#### 第8条（変更）

- 丙は、第2条別表-1に定める内容につき、変更が生じた場合は、直ちに書面をもって甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならないものとします。
- ②丙は第3条に基づき添付している許可証等の内容につき変更が生じた場合、あるいは許可証の更新を受けたときは、直ちにその旨を甲に届け出るものとします。
- ③丙は、第2条に基づく「一覧表」の記載内容に処分先の変更、削除、追加等の修正が生じる場合は、その旨を「一覧表」に記し、速やかに甲の承認を得るものとします。
- ④甲は、丙の変更内容が第2条の内容に及ぶときは、本契約の解除・再契約などの必要な手続きを行い、丙は甲の指示する手続きに速やかに従います。
- ⑤甲は甲、丙の変更内容が軽微であると判断した場合に限り、本契約書の該当する部分に追録手続きを取ることとします。

#### 第9条（報告）

甲は、廃棄物の処理に関し必要があると認めるときに、丙に対しいつでも所要の報告を求めることができます。

②丙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、甲に対し、事由が発生してから10日以内に法で定められた通知事項を記載した書面をもって、その旨を通知しなければならないものとします。

1. 事故等により、事業の用に供する産業廃棄物処理施設（積替え又は保管の場所を含む。）が使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。
2. 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止したことにより、受託した産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれないこととなったこと。
3. 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止または休止したことにより、受託した産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。
4. 廃棄物処理法に定める欠格要件に該当するに至ったこと。
5. 廃棄物処理法第14条の3の規定に基づく事業停止命令を受けたこと。
6. 廃棄物処理法第15条の3第1項の規定に基づく施設設置許可の取り消しを受けたこと。
7. 廃棄物処理法に基づく改善命令等を受け、産業廃棄物処理施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

#### 第10条（調査）

甲は、廃棄物の処理に関しその適正な運営を図るため、必要と認めるときは、丙の事業場、関連施設に立ち入る等、適宜必要な調査を行うことができます。

丙は、廃棄物の適正処理のために必要とする甲の調査に協力します。

#### 第11条（事故責任の負担）

甲から受託した廃棄物の運搬過程において生じた事故などによる損害は、事故の原因が甲の責に帰す場合を除き、乙がその責任を負担するものとします。

#### 第12条（契約の有効期間）

本契約は、令和6年4月1日より令和7年3月31日の1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、丙いずれからも書面による変更または解約の申し出がない場合は、同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第13条（契約の解除）

本契約は、前条に定めるほか、甲及び丙は、相手方が次の各号の一に該当するときはいつでも本契約を解除することができます。

1. 本契約を履行しないとき。
2. 本契約の履行が不能と判断する事態が生じたとき。
3. 廃棄物の処理に関し、法に違反した場合、若しくは著しく不誠実であるとき。
4. 廃棄物処理法を含む環境関連法令による行政処分を受けたとき。
5. その他、甲又は丙が本契約の解除を申し出たとき。

#### 第14条（契約解除時の未処理廃棄物の取扱い）

前条の契約解除に当たり、丙は甲が処理委託した廃棄物のうち、未処理保管分の有無を甲から交付された「マニフェスト」を添えて、その内訳を甲に報告するものとします。

②甲が委託した廃棄物が、丙で未処理保管されている場合は、甲、丙間で別途その廃棄物の取扱いにつき協議することとしますが、丙は、その間、未処理保管廃棄物の適正な保管をし、甲の指示に従うこととします。

#### 第15条（契約の範囲、甲の事業場）

本契約に係る廃棄物処理委託業務の適用範囲は、甲が元請として施工する甲の事業場に限定するものとし、個々の事業場の指定は甲が個別に交付する産業廃棄物管理票により行うものとします。

#### 第16条（機密保持）

甲丙は、本委託業務に関連して相手方より提供され、あるいは自ら知り得た機密（甲丙間の取引の内容、甲の顧客等に関する各種の情報等）について、委託業務の履行に必要な範囲を超えて、利用、加工、複写、複製、長期保有等をせず、また保有、廃棄においては十分な安全、保護を図るものとし、互いに相手方の文書による承諾を得た場合を除き、公表、第三者への提供、又は漏えい、紛失等をしてはならないものとします。

②甲丙は、前項の機密保持において、その無断の公表、第三者提供、又は漏えい、紛失等により相手方に損害を与えた場合は、これを賠償する責を負うものとします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

甲および丙は、それぞれ自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が次の各号の一に該当したとき、または該当する行為を行ったときは、何ら催告を要せず即時本契約を解除することができるものとします。

1. 暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、「反社会的勢力」という）の構成員であること。
2. 反社会的勢力を、従業員又はこれに準ずるものとして業務に従事させること。
3. 反社会的勢力またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4. 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他違法行為を行うこと。
  5. 自らまたはその役員若しくは実質的に経営を支配する者が、前4号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
  6. 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）または本契約の履行のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
- ②甲および丙は、相手方の反社会的勢力との関係の有無に関する調査を行う場合、相手方から報告を求められた事項については、客観的かつ合理的な範囲である限りこれに応じるものとします。
- ③甲または丙は、相手方が前項に基づく報告の求めに応じない場合、何ら催告をせず即時本契約を解除できるものとします。
- ④甲および丙は、本条第1項または第3項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。
- ⑤甲および丙は、相手方が本条第1項各号に違背することにより損害を被った時は、相手方に対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第18条（その他、特約事項）

本契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは必要に応じ甲、丙が協議の上これを定めるものとします。

#### 第19条（合意管轄）

甲及び丙は、本契約に関連して、甲丙間に紛争が生じたときは、甲の本店を管轄する地方裁判所を第1審における専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するために、1、書面：本契約書2通を作成し、甲丙は各々記名押印の上甲丙で、本契約書を各1通保有する。2、電子：甲、丙は各々契約内容を承認し、それぞれ電子データを保有する。  
(なお甲及び丙は本契約書を契約終了の日から5年間保存する。)

令和6年4月1日

甲：（排出事業者）

住 所 東京都日野市落川608-3  
名 称 株式会社イワナカコーポレーション  
(代表者) 代表取締役 岩中 賢次

丙：（処分業者）

住 所 東京都東久留米市前沢1-8-12  
名 称 木村建材工業株式会社  
(代表者) 代表取締役 木村 健永